

## 北陸地方整備局との意見交換会意見・要望（H27.12.7）

### 1. 社会資本整備の着実かつ計画的な推進について

「担い手三法」の改正を受け、国土交通省におかれましては、本年4月に土木工事標準積算基準において、適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算し、予定価格に反映するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定されるとともに、「発注関係事務の運用に関する指針」の適用を開始されました。北陸地方整備局におかれましても、北陸ブロック発注者協議会において「発注者が原因となるようなことで、受注者に損をさせてはならない」との究極の発注者責任を果たすべく、地方自治体とともに取り組みを強化されていることに感謝申し上げます。

これらの取組みにより、工事毎の利益率が向上するものと、会員一同たいへん期待しておりましたが、新潟県内においては、公共工事の事業量が極端に減少したことから、会員の上半期累計受注総額が民主党政権下の平成23年度及び24年度の上半期以下に落ち込むとともに、受注競争が激化しつつある状況にあります。

つきましては、疲弊した地域の基幹産業である建設業を再生し、人材育成・確保に継続的に取組むために、公共工事の大幅な事業量を確保する大型の補正予算を編成されるとともに、地方創生の観点から安全・安心で住みやすい地域づくりを着実に推進していくために、当初予算の安定的・持続的な増額確保をお願いいたします。

### 2. 2箇年国債工事や繰越工事の適切な実施について

積雪寒冷地である新潟県における建設業にとって、天候が安定し、工事目的物のより良い品質の確保が期待できる3月から5月に施工できる工事の発注が少なく、端境期となっておりますことから、これまで長年にわたり、工事の施工時期の平準化をお願いしてまいりました。

国土交通省におかれましては、平成27年度政府予算から、これまで単年度で要求することとされてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により2箇年契約とする取組（2箇年国債の設定）を開始し、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとされましたことに感謝申し上げます。

つきましては、北陸地方整備局におかれましても、新潟県内各地において、この2箇年国債工事を積極的に活用されるとともに、繰越制度についてもより一層柔軟に運用していただきますようお願いいたします。

また、これらの取組みにより、年度をまたぐ工事が従前より増加することとなり

ますので、監督職員の異動にあたっての引き継ぎなど、工事の円滑な施工に特段のご配慮を併せてお願いいたします。

### 3. 適切な工期の設定について

建設界の喫緊の課題である担い手の育成・確保につきましては、北陸地方整備局が主導される北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会がとりまとめた平成27年度の進め方に基づき、当協会におきましても会員企業と協力しながら、従前にまして、インターンシップや県内の建設系高校及び小学校を対象とした現場見学会などの取り組みを強化しております。また、同協議会や当協会主催の入職懇談会でのご意見を踏まえて、建設系高校3年生を対象とした2級土木施工管理技士学科試験受験対策講習会を平成28年8月に試行すべく検討しております。

このように建設分野への入職者を増加させるため、関係機関により様々な取り組みが開始されているところですが、若年者の入職を阻む要因や離職要因として「収入の低さ」、「仕事のきつさ」、「休日の少なさ」が上位に挙げられているのが現状です。

このうち「収入の低さ」につきましては、国土交通省により3年連続して公共工事設計労務単価が引き上げられ、たいへん感謝いたしておりますが、残る「仕事のきつさ」、「休日の少なさ」を少しでも解消できるよう取り組みを強化する必要があると実感しています。

つきましては、工事現場における4週8休を含めた定期の休日の確保、長時間勤務の解消など職場環境づくりの基本となる適切な工期の設定、特に「土木工事条件明示の手引き(案)」に基づき、発注時の工期に含まれる雨天、強風、降雪、波浪による休止日数や休日等の日数を明示される工事の件数を大幅に増やしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

### 4. 建設業における女性の活躍の場の拡大について

本年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の企業においては、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりました。全国建設業協会においても、これに先駆けて3月には「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」を策定し、当協会もこれに基づき、本年度の事業計画に「女性活躍の場拡大に関する検討」を新たに位置づけたところです。

しかしながら、協会会員企業に対する実態調査結果によると、常用雇用の女性従業員約2,200人のうち、土木・建築あわせて女性技術者は約1割弱であり、このうち

1級土木施工管理技士の資格を有する者は約50人と少なく、また、会員企業への女性技術者の就職希望者も極めて少ないのが現状であり、女性技術者を育成するには、長期間が必要でありますので、平成28年度以降の「女性技術者の登用を促すモデル工事」の拡大にあたっては、こうした実情を考慮していただきますとともに、試行件数の見込みやモデル工事以外の取組みの予定がございましたら、ご教授願います。

また、会員企業におきましては、北陸地方整備局が公表されている工事の発注の見通しをもとに、技術者の配置を含めた受注計画を立案しておりますので、「女性技術者の登用を促すモデル工事」の発注にあたりましては、年度当初に予定を公表して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

## 5. 工事情報共有システムについて

北陸地方整備局では、受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図るとともに、「工事情報共有システム」の普及を促進するため、平成21年度以降、試行工事を実施し、工事書類（発議、提出、協議等）の処理に関する電子決裁や書類の保存管理等の有効性を確認され、平成25年度には、この試行結果を踏まえ、「情報共有システム」の利用を一般化されました。また、平成27年度からは、これまで設計変更の対象とされていた情報共有システムの利用料金が予定価格に盛り込まれ、全ての工事（営繕及び港湾空港関係工事を除く）の発注時において、特記仕様書に明記されているところであります。

この「工事情報共有システム」については、受発注者が協議の上、自由にシステムを選択することが可能であります。新潟県建設業協会といたしまして、運用効率等を考えた場合、ある程度統一することが必要と考えてまいりました。

つきましては、平成28年1月より、本県における当協会会員受注工事にあたっては、工事情報共有システムとして「工事監理官」の利用を推奨することとしましたので、北陸地方整備局におかれましても、運用効率等の更なる工事の生産性向上に向けて、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。